

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における 議論の整理について

令和5年12月21日
こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

目次

I はじめに

II 制度改正の方向性等について

- (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化
- (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
- (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化
- (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
- (5) 保育士の復職支援の強化
- (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

III おわりに

(参考)

- (1) 児童手当の拡充に向けた実務的な対応
- (2) 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置
- (3) 地域限定保育士制度の全国展開
- (4) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応
- (5) 母子保健関係に関する事項

I はじめに

- こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（以下「分科会」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関する重要事項を調査審議すること等を所掌事務としている（こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第5条第1項）。
- 先般の「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「出産子育て応援交付金」の制度化の検討や「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等の「こども・子育て支援加速化プラン（以下「加速化プラン」という。）」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされている。その他、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等において、子ども・子育て支援法等の制度改正の検討が必要とされている事項がある。
- こうしたことから、分科会の下に、加速化プラン等に基づく制度改正事項の論点等を整理することを目的とした子ども・子育て支援等に関する企画委員会を設置し、本委員会を2回開催して論点整理を行った上で、分科会において、
 - (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化
 - (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
 - (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化
 - (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
 - (5) 保育士の復職支援の強化
 - (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等について、各々の背景、経緯、制度改正の方向性について検討を行い、議論の整理を行った。次頁以降にまとめた「事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）」と「今後の留意点や検討事項」がそれである。
(※) 事務局提示案は、提出時から時点更新等の修正を一部行っている。
- また、以下の制度改正事項については、それぞれ他の分科会や専門委員会等で検討を行い、一定の整理を行い、本分科会においても報告することとしたものである。このため、これらの制度改正の方向性に係る議論の整理については、参考として本資料に添付する。
 - (1) 児童手当の拡充に向けた実務的な対応（こども政策に係る実務者検討会）
 - (2) 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置（こども政策に係る実務者検討会）
 - (3) 地域限定保育士制度の全国展開（保育士資格等に関する専門委員会）
 - (4) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応（保育士資格等に関する専門委員会）
 - (5) 母子保健関係（成育医療等分科会）

II 制度改正の方向性等について

(1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

＜背景、経緯＞

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
 - こうした中、令和4年度より、
 - ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
 - ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金事業）を実施している。
 - さらに、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、
 - ・ 「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
 - ・ 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。
- こととされている。

＜制度改正の方向性＞

- そこで、以下のような改正を行う。
 - 経済的支援は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設し、伴走型相談支援は、児童福祉法の新たな相談支援事業を創設することとする。その上で、市町村は、新たな個人給付と、相談支援事業等の支援とを組み合わせて行うことを規定する。

（子ども・子育て支援法の新たな個人給付）

- 子ども・子育て支援法上の新たな個人給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、妊婦支援を目的に、妊娠に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設する。
- 具体的な規定内容は以下のとおり。

【1回目の支給について】

- ・ 妊婦（※）は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付認定を行い、認定直後に5万円を支給する。（※）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として想定。
- ・ 運用としては、妊婦は、妊娠届出時や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行うことを想定しており、給付のために別途、来所等は不要とする。市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施する。

【2回目の支給について】

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として妊娠している子どもの人数×5万円を支給する。
- ・ 運用としては、5万円の支給を受けた方は、出生届出時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠している子どもの人数等の届出を行うことを想定している。

【妊婦のための支援給付（仮称）の支給方法について】

- ・ 妊婦のための支援給付（仮称）は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設するため、市町村は法律で定められた金額を着実に支給する必要がある。そのため、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、支給金額を外形的に担保できる現金その他確実な支払の方法のみを給付金の支払方法として規定する。
- ・ 一方、給付金を確実に妊娠・出産・子ども・子育て支援に充てていただけるよう、市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能であり、こうした方法は給付金の趣旨に沿った形での利用を促進する観点から望ましいと考えされることから、国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押ししていく。
- ・ 運用としては、市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）の申請書に、「支給された給付金をクーポンで受け取ることを希望しますか」と記載し、クーポンで受け取ることを希望する方に、クーポンによる支給を実施する。

（児童福祉法の新たな相談支援事業）

- 児童福祉法の新たな相談支援事業については、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業として「妊婦等包括相談支援事業（仮称）」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に市町村の実施の

努力義務等を規定するとともに、母子保健法の事業との連携確保について定める。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能と整理する。

- 合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。

＜今後の留意点や検討事項＞

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 給付金の支給方法をはじめとした制度の運用については、現在、予算事業で行っている出産・子育て応援交付金事業の実施状況を踏まえ、制度化以降も地方自治体において円滑に運用できるよう、地方自治体の意見を聞きながら、引き続き検討していくこと。
- 児童福祉法の新たな相談支援事業については、給付と一体となった相談事業であり、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援の入り口として、重要であることから、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる調査研究結果等を踏まえて、来年度、相談支援の効果的・具体的な方法について検討を行うべきである。その際、実施時期に応じた面談や情報提供の具体的な内容や方法、相談の実施体制や場所、特に母子保健事業をはじめとした他事業・他機関との連携のあり方等について検討を行うこと。

(2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

＜背景、経緯＞

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。
- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
(※)「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算に計上。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ 保護者が子どもの専門的な理解を持つ人から子どもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者は子どもについて新たな気づきを得たりするなど、子どもの育ちや保護者と子どもの関係性にも関わっていくことなど、就園していない子どもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度は子どもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかる子どもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

＜制度改正の方向性＞

- そこで、以下のような改正を行う。
 - 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、子ども・子育て支援法

上に新たに「〇〇給付」を創設する。

(参考) 市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

- 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、子ども・子育て支援法上に居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。

(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということは子どもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

- 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（児童福祉法上の認可、子ども・子育て支援法上の確認）の仕組みを設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として、児童福祉法上に「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、子ども・子育て支援法上、市町村が確認
- 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等（児童福祉法）
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指導監査、勧告、命令等（子ども・子育て支援法）
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、子ども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする（子ども・子育て支援法）。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

＜今後の留意点や検討事項＞

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 利用対象者について、①子どもの虐待死の約半数は0歳児であることを踏まえ、0歳6か月までの子どもも利用できるような制度設計とすべき、②虐待死は0日・0か月児が多く、虐待死を防ぐためには出産前と出産直後から支

援がセットで実施されることは必須であり、この点は伴走型相談支援事業等による面談があること、安全配慮上の課題等を考慮して検討すべきであり、子ども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であること、初めて作られる制度であるということ、乳児院等が担っている中でかえって子どもを傷つけるようなことはあってはならないことといったことを踏まえ、0歳6か月までの子どもの受け入れについては慎重に考えるべき

- 0歳～2歳児の年齢ごとの関わり方と留意点について、保育所保育指針等の記載も踏まえた内容となるよう検討すべき
- 保育士が不足している状況を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すべき
- 職員配置について、保育の質の確保や専門性をしっかりと発揮できるような形とすべき
- 制度の施行に当たっては、隠れ待機児童も含め、待機児童が解消できていない市町村もある現状などを含め、地域の事情を踏まえた制度設計とすべき
- こども・子育て政策の強化を担う保育士をはじめとした人材について、地方部において大変不足しており、その確保及び育成に対する支援を充実・強化すること、現場の意見を十分に踏まえるとともに、市町村が準備期間を確保できるよう、実施に係るスキーム等を早期に示すべき
- 利用可能枠について、市町村が実情に応じて柔軟にできるような形とすべき
- 利用が限られる地域では、制度を必要とする方がなるべく優先利用できるような制度設計とすることが望ましいのではないか
- 保育所、家庭的保育事業、幼稚園をはじめとした様々な事業者が参画しそれぞれの特性を発揮できるような形とし、そのために必要な人件費等の補助をしっかりと講じるとともに、実施を希望する事業者が基準を満たしている場合には実施できるような仕組みとすべき
- こども誰でも通園制度の利用に不安を感じることもや家庭に対して、制度の利用開始時期に家庭的保育事業の本領が発揮できる。具体的にはこども自身が自分の家以外の環境を知る・経験をすること、保護者以外の大人、保育者に出会い関わること、自分以外のこどもと関わることを主たる目的にして、大きな保育所等への通園につなげるという観点で、こどもが安心して過ごすことができる環境が家庭的保育事業にあるのではないか
- 事業者の指定について、既に類似した事業を実施している保育所等であれば指定は簡易な形にするなど、市町村の事務負担に考慮すべき
- 利用者と事業者との直接契約について、スムーズに契約できるようにすること、トラブルが生じた場合の対応を検討すべき

- システムの構築に当たっては、他の事業のシステムとの関係も整理すべき
- 一時預かり事業と子ども誰でも通園制度の違いについて、保育現場での理解がなかなか深まっていない現状があり、例えば子ども誰でも通園制度の利用時間を超えて利用した場合に、上乗せとして一時預かり事業で対応してよいかなど、具体的な運用方法などを整理の上、情報提供すべき
- 制度の意義や目的、理由など、子ども誰でも通園制度の基本的な考え方について、事業者や自治体の方に理解してもらえるよう、表現の仕方を工夫することを含め、本制度の実施に向けて、本制度の不安解消を図るべき
- 親子通園について、慣れるまでの間にかかわらず、保護者側の状況に応じて親子通園の対象とすべき
- 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点から、子ども誰でも通園制度に、居宅訪問型の事業形態を含めるべき
- こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度だけでなく、地域に多様な子育て支援サービスを整えて、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすべき

（3）保育所等における継続的な経営情報の見える化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

＜背景、経緯＞

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方方が示された。
- これを受け、令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議が開催され、見える化の目的、対象となる施設・事業者、報告・届出を求める情報、公表の方法等の制度の基本的な方向性について議論が行われ、令和5年8月28日に報告書が取りまとめられた。

＜制度改正の方向性＞

- そこで、以下のような改正を行う。
- 事業者（特定教育・保育提供者）に、施設（教育・保育施設）ごとに、毎事業年度の経営情報等※を都道府県知事に報告することを求める（子ども・子育て支援法）。
※収益・費用、職員給与状況等を想定。
- 都道府県知事には、事業者から報告された経営情報等の分析結果等※を公表することを求める（子ども・子育て支援法）。
※施設類型・経営主体類型等の属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果、施設単位の人事費比率・モデル賃金等を想定。

＜今後の留意点や検討事項＞

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 継続的な見える化の目的が「公定価格の改善」であることを明確化すべき
- 事業者の事務負担も考慮しつつ、事業者に報告を求める経営情報等の詳細、集計・分析・公表の方法、制度実施上の留意点や配慮事項等について検討すべき
- 施設内での賃金配分が適切に行われているかを明らかにできるよう、職種ご

との賃金水準や処遇改善状況等を比較できるようにするべき

- 保護者や保育士等の求職者にとって必要な情報（職員配置状況、経験年数・勤続年数等）が含まれているかという観点も考慮すべき
- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」について、私学助成を受ける幼稚園の登録も増えるように周知すべき

(4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

＜背景、経緯＞

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳児の受入れを可能としている。

（参考）児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

- 国家戦略特区WGの議論を踏まえ、

- 令和5年4月、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を発出。
- 更に、規制改革実施計画（令和5年6月閣議決定）において、3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

＜制度改正の方向性＞

- そこで、以下のような改正を行う。

- 集団生活を過ごすことが苦手な子どものニーズなど、子どもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする（子ども・子育て支援法）。

(※) なお、3～5歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。

- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について、
 - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする（子ども・子育て支援法）。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。
- (※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。
- ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めるこことする。
 - ・ 3～5歳児を適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業（A型）と同様とする。

＜今後の留意点や検討事項＞

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 小学校への接続に留意が必要であることから、集団での遊びの種類や機会を確保できる環境を整えるべきであり、それに適した職員配置や人材の育成を検討すべき
- 3～5歳児の子どもの育ちや保育の質を考えると、分科会の結論としては、配置基準は現行の小規模保育事業（A型）と同様とすることで進めるべき
- 小規模保育事業における連携施設について、事業者の状況によっては「連携施設の園庭使用」や「連携施設との合同運動会の実施」のニーズが大きくな場合もある一方、例えば障害のある子どもが児童発達支援事業を利用しながら保育所の併行通園を行う場合など、要支援家庭や障害児の受け入れに関わる連携が重要である場合もあることから、合同運動会や園庭使用を小規模保育に求めるのではなく、保育所に限らず、こども家庭センターや地域の子育てひろば、児童発達支援センターなど、その家庭と接点を持つ様々な施設や支援事業者を「連携施設・支援事業者」として設定できるよう検討するなど、連携施設の在り方について検討すべき

- 小規模保育事業と保育所や認定こども園との関係に留意しつつ、適切な単価設定等の検討をすべき
- 待機児童の状況などを踏まえて3歳以上児の受入れをどのくらい希望しているかなど、地域ごとのニーズを調査して進めるべき

(5) 保育士の復職支援の強化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善や子ども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
 - 保育人材確保については、
 - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進
 - ・ 保育所等のICT化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
 - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進
- に総合的に取り組んでいる。
- このうち、潜在保育士の再就職の促進について、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるように体制整備を行っている。
- （参考）保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和5年6月時点で46都道府県、72か所で実施。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能とする。

これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。

（参考）その他、マイナンバー等による住所情報の連携・更新ができるよう法令改正を行う。
- 具体的には、下記の事務を位置づけることとする。
 - ・ 保育所等における保育士の確保の動向、就業を希望する保育士の状況に関する調査
 - ・ 保育所等に対し、保育士の確保に関する情報の提供、相談等

- ・ 保育の知識・技能に関し保育士に対する研修
 - ・ 保育士に対し、保育の知識・技能に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士に対し、就業促進に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士について無料の職業紹介事業
- また、保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のための事務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、
 - ・ 保育士養成施設、公共職業安定所等との連携
 - ・ その一環として、都道府県等の官公署に対し、情報の提供を求めることができることとする。
 - ・ その上で、事務を行うに当たって知り得た情報に関する秘密保持規定を設けることとする。

＜今後の留意点や検討事項＞

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 保育士・保育所支援センターの運営等の評価などを検討すべき
- 保育人材確保策として、保育士の復職支援に限らず、更なる処遇改善や保育現場の環境整備に加え、保育の現場の魅力発信などについて検討すべき

(6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査（※）した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。
(※) 調査対象期間：令和4年4月～12月
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、
 - ・ こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていたくことを基本的な考え方として進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
 - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定（「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理）
 - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
 - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
 - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
 - ・ 都道府県等が行った措置等に対する児童福祉審議会による意見等
 - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
 - ・ 国による調査研究

（※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
 - 対象となる施設・事業は、保育所の他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。
- （※）対象施設・事業の考え方
もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。
- （※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚部についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中。

＜今後の留意点や検討事項＞

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 職員に対しての通告義務が盛り込まれることは非常に重要だが、当該義務を果たさなかった場合にどのようなことが起こり得るのか、抑止力まで踏み込んで、制度改正が実効性の伴うものとなるようにすべき
- 虐待の未然防止として、職員への研修実施の促進などにより、職員の気づきを促すことなどの対応に取り組むべき
- 保護者や保育所等の職員が相談できる先として、自治体において対応窓口を設けるなどの体制を設けて、通告につながるようにすべき

III おわりに

- この報告書は、こども家庭庁設置法に基づき、子ども・子育て会議に代わり本分科会が設置されて、初めての報告書である。
- こども家庭庁において今後法改正、制度の運用を行っていくにあたっては、以下の3点に特に留意をしていただきたい。
 - ・ 1つ目は、言うまでもなく、今回の制度改正は、こども基本法やこども家庭庁の基本的考え方である「こどもまんなか」を体現するものでなければならないということである。制度の詳細を検討するに際しても、常に「こどもまんなか」の意識を持ち、こども基本法の目的規定にあるように、全ての子どもの育ちを支えるために、よりよい制度設計にしてもらいたい。また、保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てをし、保護者・養育者が社会とつながり合うことが、子どものより良い育ちにとって重要であることから、保護者・養育者を支えていくことも必要である。さらに、全ての子育て世帯が希望に沿った形で、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していくという視点も重要である。
 - ・ 2つ目は、「こどもまんなか」であると同時に、それを支える保育者、支援者自身が、保育・幼児教育や子どもの支援にやりがいを十分感じられるような環境を整備することも重要であることである。こうしたことから、加速化プランとして取組が進められている処遇改善や配置基準の改善の着実な実施のほか、ICT、DXなどデジタル行財政改革等により、職場環境の改善や自治体との間の行政事務などの事務負担の軽減を進め、今回の法改正だけではなく、あらゆる方法を用いて、子どもにかかる仕事をしたいという熱い気持ちをもった人たちが、その思いをもって働き続けられるよう、保育人材確保の方策について取組を充実させて力を入れていくことが必要である。こうしたことは、安全、安心な保育・幼児教育や子どもの支援にもつながっていくものである。
 - ・ 3つ目は、加速化プランによる3兆円半ばの施策の充実を含めた子育て支援には、公費や、現在別途検討が進められている支援金制度などが用いられ、幅広い国民各層に支えられるものであることから、施策の実施状況等を常に検証しつつ、適切に見直しを行っていくことが重要であり、また、現場に身を置く者としては、「子どもの成長に寄り添い、支える」という形で応えていくことが必要である。
- 様々な環境にあるこどもたちを、その状況に応じて適切に支えていくためには、今回の制度改正事項だけではなく、これまでの保育・幼児教育、地域子

ども・子育て支援事業、母子保健事業等の様々な事業、令和4年の児童福祉法改正で導入されたこども家庭センターをはじめとする相談支援や産前産後の支援、要支援家庭の支援を含め、子育てにかかわる様々な実施機関がつながり、地域において面として支えていくことが重要である。また、自治体のなかでの子育て支援部局と要支援部局、幼児教育部局との連携、自治体と事業者、関係機関との連携が欠かせない。今回、制度化を進める伴走型相談支援や、数年後にすべての自治体で実施することになるこども誰でも通園制度を含め、各自治体で、これらをどのように有機的に結び付け、重層的にこどもたちと子育て家庭を支えていくことができるかが極めて重要である。

- 私たち分科会は、保護者・養育者、保育関係事業者、幼児教育関係事業者、地方公共団体、経済団体、学識経験者など、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)の「こどもまんなかチャート」(社会の様々な立場の人がどのような立ち位置でこどもを支える当事者となり得るのかを図式化したもの)でいえば、それぞれの立場でこどもの育ちを支える当事者の集まりである。「子育てを社会全体で支えていく」ことができる社会を目指して、今後もこの分科会の中で、今回の制度改革を含めた様々な子育て支援が着実に進められるよう確認していく。

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会 委員

- ◎秋田 喜代美 学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
五十嵐 克也 日本商工会議所理事・企画調査部長
大方 美香 公益社団法人全国保育サービス協会理事
岡本 美和子 大阪総合保育大学大学院教授・学長
公益社団法人日本助産師会常任理事
日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
認定 NPO 法人びーのびーの理事長
尾上 正史 全日本私立幼稚園連合会副会長 福岡幼児学園理事長
加藤 篤彦 公益社団法人全国幼児教育研究協会理事
武蔵野東第一・第二幼稚園園長
倉石 哲也 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
古口 達也 茂木町長
後藤 亜希子 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長
駒崎 弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事
認定 NPO 法人フローレンス会長
佐藤 好美 産経新聞社論説委員
佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長
杉野 茂人 全国病児保育協議会会长
○鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授
高谷 俊英 公益社団法人全国私立保育連盟常務理事
高橋 慶子 全国国公立幼稚園・こども園長会会长
目黒区立みどりがおかこども園園長
手島 恒明 一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長
寺尾 康子 全日本私立幼稚園P T A連合会常任委員
戸巻 聖 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会长
認定こども園くるみこども園園長
徳倉 康之 NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事
新居 日南恵 NPO 法人 manma 理事
則武 直美 全国児童養護施設協議会副会長 岡山聖園子供の家施設長
藤迫 稔 箕面市教育委員会教育長
松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授
松村 淳子 宇治市長
三日月 大造 滋賀県知事 全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長
水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室参事
宮田 裕司 NPO 法人全国認定こども園協会理事社会福祉法人堺暁福祉会理事長
村松 幹子 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長
渡邊 寛子 保育園を考える親の会代表
渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会常任理事

(◎ : 部会長、○ : 部会長代理 五十音順 敬称略)

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会等 開催経過

- 第1回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年8月1日(火)
 - ・子ども・子育て支援をめぐる課題について
- 第2回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年10月12日(木)
 - ・子ども・子育て支援をめぐる課題について
 - ・本分科会における制度改正に係る議論の進め方について
- ・第1回 子ども・子育て支援等に関する企画委員会 令和5年10月31日(火)
 - ・本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について
- ・第2回 子ども・子育て支援等に関する企画委員会 令和5年11月7日(火)
 - ・本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について
- 第3回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年11月21日(火)
 - ・本分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について
- 第4回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年12月6日(水)
 - ・こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会における議論の整理(案)
について
 - ・公定価格等について

(参考) 各検討会等における議論の整理

1. こども政策に係る実務者検討会	
・ 児童手当の拡充に向けた実務的な対応について	・ ・ ・ ・ ・ P.2
・ 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置について	・ ・ ・ ・ P.3
2. 保育士資格等に関する専門委員会	
・ 地域限定保育士制度の全国展開について	・ ・ ・ ・ ・ P.4
・ 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について	・ ・ ・ ・ P.5
3. 成育医療等分科会	
・ 産後ケア事業の全国展開について	・ ・ ・ ・ ・ P.6
・ 母子保健の健診等に係る事務のデジタル化について	・ ・ ・ ・ P.7
・ 新生児マススクリーニングの推進について	・ ・ ・ ・ P.8

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において示している「加速化プラン」に基づき、児童手当について、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする抜本的拡充を実施する。
- また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、支払月を隔月（偶数月）の6回とする法改正をあわせて行い、拡充後の初回支給を令和6年12月に前倒しする。
- 上記にかかる実務面の対応方針については以下のとおり。

【拡充範囲について】

- 新たに支給対象となる高校生年代の児童については、現行（中学生以下）と同様に、受給者が監護・生計要件を満たすかどうかにより支給の有無を判断する（児童の就労の有無、所得の有無は問わない）。
※施設入所等児童についても高校生年代までの支給期間の延長に伴い、所要の対応を行う。
- 父母など2人以上の者が監護・生計要件を満たす場合の児童手当の支給先は、引き続き、これらの者のうち生計を維持する程度の高い者とする。
- 多子加算について第3子以降3万円とする際、カウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、月3万円受給できる第3子の範囲を広げる方向で検討中。

【受給資格について】

- 新たに受給資格が生じる者については、監護・生計要件の確認が必要なことから、認定申請を必要とした上で、施行前申請を可能とするとともに施行後も半年程度の申請猶予期間を設ける。また、申請漏れを防ぐ観点から、公簿等の情報に基づき対象者を特定した上で市区町村において申請勧奨を行っていただく。
- 受給額が増加する者については、公簿等の情報に基づき市区町村における職権による額改定が可能であることから、認定請求みなしの規定を設ける。

【適用関係の明確化について】

- 令和6年10月分以後の児童手当から拡充後の児童手当が適用され、同年9月分以前の児童手当又は特例給付の支給については現行規定が適用される旨を明確化するとともに、費用負担関係についても同様に明確化する。

【隔月支給への移行について】

- 隔月支給への移行に当たり、地方自治体の事務負担を可能な限り軽減する観点から、児童手当の支給の際に送付する支払通知書を廃止する等の事務の簡素化を行う。
- 毎年6月に行うこととしている現況確認の結果の反映は、市区町村における審査に要する時間も勘案し、10月支給分から（8月支給分は6月支給分と同様の取扱い）とする。
- 国から地方自治体に対して交付する児童手当等交付金については、4月、7月、11月にそれぞれ4か月分を交付することとする。

経過措置の内容

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、認可施設に通うこどもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通うこども（※）が、無償化の対象。（※）保育の必要性の認定を受けたこども
 - ただし、経過措置として5年間（令和6年9月末まで）の間は、猶予期間として、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設に通うこどもについても、施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としている。
- （子ども・子育て支援法改正法附則第4条）

基準適合の状況

- ・すべての基準を満たしている施設は全体の約75%（約1万施設）⇒令和6年10月以降も引き続き無償化対象となる。
- ・何らか満たしていない基準がある施設は全体の約25%（約3500施設）
 ただし、そのうち多くは「施設及びサービスに関する内容の掲示（約11%）」、「安全確保（安全計画の策定、訓練等）（約10%）」、「消防計画、防火管理者の選任・届出（約9%）」、「サービス利用者に対する契約内容の書面交付（約7%）」など容易に満たし得る基準を満たしていないもの（①）。
 「保育室の面積（約0.3%）」、「非常口設置（約1.3%）」など満たすために相当の期間を要するものは極わずか（②）。

※（）内の%は、令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめの数値

令和6年9月までの対応方針

- ①の満たしていない施設に対しては、保育の質の確保の観点から、経過措置期間中に基準を満たすよう指導監督等を徹底。
- ②の経過措置期間中に基準を満たす見込みがない施設については、当該施設を利用する無償化対象児童の転園の希望に応えるための対応を行う。

令和6年10月以降の対応方針

上記の対応を行ってもなお、対応が困難な個別事例への対応は必要であることから、現行の経過措置に代えて、外国人児童の多い施設や夜間保育所などについて、一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。

- 全ての自治体に調査を行ったところ、外国人児童の多い施設（8自治体）、夜間保育所（5自治体）について対応が困難な事例として回答があった。
 （具体例）
 - ・ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。
 - ・ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間預けられる施設が近隣になく転園が困難。

- 一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。**
-
- ・対象施設の考え方として、下記のいずれも満たしていることを要件とする。
 - ① 児童福祉法に基づき、認可外保育施設として届出がされていること
 - ② 基準を満たしていない外国人児童が多い施設や夜間保育所などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、認可保育所等に転園することが困難であること。
 - （※ 都道府県知事が個別に施設を指定する）

※国家戦略特別区域内の施設について、保育する乳幼児がおおむね半数以上が外国人である場合の保育士の配置基準を1名以上とする特例措置がある。

今後、特区指定区域内での本特例措置の活用実績があれば、検証の上、全国展開を行う方針。

地域限定保育士制度の全国展開について

【現行制度の概要】

- 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により創設。資格取得し、登録後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度。
- 平成28年11月以降、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

【改正の方向性】

- 地域限定保育士の資格は、登録後3年間、特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ通用する資格として児童福祉法上に位置付ける。（現行は、国家戦略特別区域法により、都道府県又は指定都市が試験を実施し、その区域内でのみ通用する資格として規定）
- 地域限定保育士試験は、保育士試験に加えて、その管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合（※1）に限り、都道府県知事又は政令指定都市の長（※2）の判断で行うものとする。
(※1)現在、行われている2回の保育士試験を行った上でなお試験を行う必要があることが認められる場合を想定
(※2)都道府県知事が地域限定保育士試験を行わず、かつ、あらかじめ都道府県知事の同意を得た場合のみ
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする。
- 地域限定保育士試験は、保育士試験と同様、筆記試験と実技試験により実施するものとするが、国が定める要件を満たして都道府県又は指定都市が実施する実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できるものとする。
- 地域限定保育士の登録を受けた日から起算して3年を経過した者のうち、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、全國で働くことのできる通常の保育士の登録ができるようになるものとする。
- 地域限定保育士試験（筆記試験、実技試験、保育実技講習会）の科目、方法等については、国が定める基準等（※3）に従い、実施する都道府県又は指定都市で定め、実施後に結果を国に報告するものとする。
(※3)出題範囲や合格基準等、現状の児童福祉法施行規則や「保育士試験実施要領」等において規定されているものと同等の内容を規定するとともに、実技講習会についても基準を定めることを想定。

【今後の検討事項】

- 地域限定保育士試験の更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証も踏まえた上で、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討する。

【現行制度の概要】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

[認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日) から10年間]

①幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和

- ・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。

(認定こども園法附則第5条)

②幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和

- ・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位（※））を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。令和5年4月からは、幼保連携型認定こども園での勤務経験（2年かつ2,880時間）を更に上乗せすることで、履修単位を6単位に軽減する措置を講じている。

※通常、大学等において履修が必要な単位数

- ・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
- ・保育士資格を取得する場合→68単位

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。
(認定こども園法改正法附則第5条の改正)
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。

また、以下について運用にて対応する。

- 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
- 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

課題

- 母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、「産後ケア事業」が母子保健上に位置付けられ、市区町村はその実施に努めなければならないこととされた(母子保健法第17条の2第1項、令和3年4月1日施行)。
同事業については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年(令和6年)度末までの全国展開を目指すとされており、令和4年度時点で1,462(約84%)の市区町村で実施されている。
- 産後ケア事業を全国展開し、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするためには、計画的に提供体制を整備していくことが重要であるが、受け皿拡大や妊産婦のメンタルヘルスの対応に当たっては、市区町村だけではなく都道府県の役割も重要であると考えられる。
 - 市区町村の管内では委託先が確保できない場合への対応として、市区町村域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要
 - 妊産婦のメンタルヘルスに対応するための関係機関(地域の精神科医療機関、市町村、産後ケア施設など)のネットワーク体制の構築にあたって、医療体制を担う都道府県との連携が重要
- このため、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、計画的に提供体制の整備を進めることが求められる。

改正の方向性

市町村が実施する産後ケア事業を子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、提供体制の整備を図ることとする。

地域子ども・子育て支援事業に位置づけることにより想定される国・都道府県・市町村の役割

- 国 : 基本指針を定め、産後ケア事業の量の見込みの参酌標準や提供体制の確保の内容を示す。
- 市町村 : 基本指針に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期を定める。
- 都道府県 : 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整について定めるよう努める。

※ なお、子ども・子育て支援法においては、都道府県は地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、市町村に対する適切な援助を行うこととされており、また、市町村が作成する計画の作成に当たっては都道府県への協議が必要であり、都道府県が同計画の確認を行っていることから、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する費用について都道府県による財政支援が行われている。
(費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6))

現状・課題

- 妊婦健診や乳幼児健診は、現状、紙を中心とした運用となっており、紙の受診券・問診票の印刷や郵送、紙に記載された健診結果の手作業での入力等に係る事務的なコストや、住民にとっても紙の問診票への繰り返しの記載にかかる手間が発生している。また、情報活用の観点からも、住民・医療機関・自治体間の情報共有にタイムラグがあるといった課題がある。
- 乳幼児健診・妊婦健診については、令和5年度中にデジタル庁が開発する母子保健情報等の情報連携基盤を活用して、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する事業が進行中である。
- 出産に当たって里帰りをする妊産婦が一定程度存在する中で、妊産婦への切れ目のない支援を提供する観点から、自治体間での母子保健情報が十分に共有できていない場合があるという指摘がある。



改正の方向性

- 令和5年度中に構築する情報連携基盤(PMH: Public Medical Hub)及びマイナンバーカードを活用した、母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、母子保健法等を改正し、妊娠健診等の対象者に関する情報の収集、整理等の事務について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託できることとする等の規定を設けることとする。
- その際、里帰りの妊産婦等に係る自治体間での情報連携に向けて、居住地の自治体が健康診査等を行う場合に、かつて居住していた自治体に情報の提供を求めることを定める母子保健法第19条の2の規定を改正し、住民票の異動の有無にかかわらず、自治体が健康診査等を行う場合に他の自治体に情報の提供を求めること可能とする。

現状・課題

- 新生児マススクリーニングは、昭和52年から、都道府県・指定都市への国庫補助事業として開始され、平成13年から一般財源化されている。母子保健課長通知に基づき実施され、成育医療等基本方針等にもその推進が位置づけられているが、検査の実施や精度管理等についての法的な実施根拠が存在せず、都道府県・指定都市の予算事業として実施されている。
- また、新生児マススクリーニングの対象疾患は当初は5疾患であったが、検査技術や治療法の進展等を踏まえて拡充し、平成29年からは20疾患を対象として、通知で示している。これまで、研究班や関係学会の科学的知見等を参考に対象疾患の追加を個別に検討してきたが、追加に係る基準が明確でなく医学の進歩に即した対応が不十分といった指摘があったところ。
- こうした指摘等を踏まえ、令和2～4年度のAMED研究班において、対象疾患を選定する基準等に関する研究を実施することや、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」を令和5年度補正予算で要求するなど、対象疾患追加に係る取組を進めているところ。



改正の方向性

- 新生児マススクリーニングについて、母子保健法第13条に基づく健康診査の実施主体に都道府県を追加する等により母子保健法上の健康診査に位置付ける。
- また、新生児マススクリーニングの対象疾患や検査の実施方法等について、母子保健法第13条第2項に基づき国が定める健康診査の望ましい基準に位置付ける。
※ あわせて、すでに同項に基づく基準に位置付けられている妊婦健診以外の健康診査についても、同様に見直すこととする。